

広島市長 秋葉忠利 殿

2005年度

広島市予算編成にあたっての要望書

2004年10月15日 提出

日本共産党広島市会議員団

団長	皆川恵史
幹事長	中森辰一
副幹事長	中原ひろみ
	村上あつ子
	藤井とし子

はじめに

秋葉市長が、これまで取り組んでこられたヒロシマの願いである核兵器廃絶へのかつてない積極的な努力、そして、市政の最大の課題である公共事業の見直しと市財政再建の取り組みなどに心から敬意を表するとともに、今後ともひき続き、一層努力され、実りある成果を残されるよう期待します。

国の交付税抑制をテコとした地方自治破壊が一層進められようとしている今こそ、秋葉市長が地方自治の本旨に立ち返った施策を進められることを要望します。市民の暮らし・福祉を守るためには、公共事業の見直しを徹底して進めるしかありません。その方向にこそ市民に対する市長の公約実現の道が開けるものと確信します。市政を後退させようとする動きに対し、毅然とした態度を貫かれることを心より期待するものです。

以上の立場から、来年度の予算編成をおこなうにあたり、以下の3つの点を堅持することを要望します。

- ① 市民の生活実態、とりわけ低所得者に光をあてた施策の充実
- ② 今こそ日本国憲法を守り、暮らしと市政に生かす
- ③ 公共事業見直しをさらに徹底し、市民の暮らし・福祉を守りながら財政再建に取り組む

以下、市民の声にもとづく個別要望を記します。

誠意をもってご検討くださいますようお願いいたします。

1. 子ども・教育	2
保育園／小・中学校／障害児／留守家庭子ども会・児童館／学校関係その他	
2. 障害者	3
3. 高齢者・介護保険	4
介護保険料・利用料／介護予防／施設整備／その他	
4. 国民健康保険	5
5. 生活保護	5
6. 医療	6
7. 景気回復・雇用拡大	6
中小企業支援／雇用対策	
8. 環境	7
9. 防災	7
10. 情報公開・入札制度	8
11. 街づくり	8
12. 平和・被爆者	9

《個別要望》

1 子ども・教育

保育園

1. 待機児童解消は定員の弾力化や民間業者の活用ではなく、公私立の認可保育所の新・増設でおこなうこと。
2. 公立保育所の公設公営を守り、市の直営を維持すること。
3. 公立保育所運営費が一般財源化されても、子どもにかかる予算を削ることなく、公的責任を果たすこと。
4. 私立保育園の職務奨励費をこれ以上削減しないこと。
5. 公私立すべての保育所の耐震調査をおこなうこと。私立保育園の調査費用は市が補助すること。
6. 各区に最低1箇所の病児保育室が整備されるよう、残りの区に早急に設置すること。
7. 3歳以上の子どもの給食の完全実施に向け、困難とされている炊飯器等の設置場所の確保について具体的調査をすること。
8. 保育料を安くして利用しやすくすること。認可外保育所に通っている兄弟姉妹児も保育料軽減の対象にすること。

小・中学校

1. すべての小・中学校における30人以下学級を実現するための年次プランを明らかにすること。フレッシュアシスタント事業は国の交付金制度にかかわらず市独自で維持すること。
2. 教師の英知を集めて子どもの権利条約の指導マニュアルを市独自でつくり、各学校で学習に力を入れること。また、経費を惜しまず、すべての児童・生徒にテキストを配布すること。
3. 居場所づくりの一環として、青少年が自主的に運営に参加できるセンターやスケボー広場をつくること。
4. 平和資料館の見学は、学校、地域団体まかせにせず、市教委自らが平和教育の重要な柱としてすべての小・中学校の必須科目として位置づけて取り組むこと。

障害児

1. 保育園に通園しているすべての障害児に8時間対応の正規職員を加配すること。
2. 知的障害児通園施設に言語治療士を加配し、肢体不自由児通園施設に言語治療士・理学

療法士を増員すること。

3. こども療育センター・北部子ども療育センターに理学療法士を増員すること。
4. 市立養護学校の留守家庭子ども会の拡充をはかるとともに、障害児の放課後、土曜日、長期休業中の学童保育を保障すること。
5. 県・市の障害児教育ビジョンに基づく実施計画を早急に策定すること。とくに、現養護学校の建替えと第二市立養護学校の分離・新設の時期を明確にすること。

留守家庭子ども会

1. 希望者全員が留守家庭子ども会に入れるよう、必要な地域での新・増設をおこなうこと。
2. 長期休業中の留守家庭子ども会の開館時間は、保護者が安心して働けるよう、土曜日は午前8時から午後6時までとすること。児童館の開館時間も同様とすること。
3. 指導員の人員配置は常時複数体制にすること。
4. 公設公営を守り、正規職員でおこなう事業とすること。

学校関係その他

1. 教職員の健康状況、時間外勤務の実態把握につとめ、これ以上、教職員が健康を害さない環境づくりにつとめること。
2. 中学校の通学区域の弾力化については、教職員、保護者の多様な意見を真摯に受け止め、拙速な導入はおこなわないこと。
3. 小学校の通学区域の弾力化については様々な問題が指摘されており、導入しないこと。
4. LD児等に対する特別支援対策として、専門教師の養成、研修予算の増額につとめ、当面、特別教室を各区に1教室配置すること。
5. 毎年8月6日に行われる市長の「平和宣言」と児童による「平和への誓い」を小学校高学年全員に配布すること。
6. 多くの保護者、関係者が懸念している学校給食の民間委託はおこなわないこと。
7. 老朽校舎、危険校舎の改築・改修及び、施設の修繕の予算を増やすこと。
8. 憲法に定める内心の自由と思想信条の自由を奪う日の丸・君が代の押し付けをやめ、職務命令による教職員への強要や処分はおこなわないこと。
9. 市独自にせめて他都市並みの奨学金制度をつくること。

2 障害者

1. 現在、支援費制度の対象外となっている車いすガイドヘルパーと入院時の介護人派遣の市

独自の対策を検討すること。

2. 福祉タクシー券は1回の乗車で1枚の使用という枠を外すこと。
3. 「市公共施設福祉環境整備要綱」や「福祉のまちづくり環境整備事業」の予算を増やすこと。
4. 広島市心身障害者センターを市の直営とすること。
5. グループホームの新・増設に際しては市独自の支援をおこなうこと。

3 高齢者・介護保険

《最優先要望》

2005年に行われる介護保険の見直しにあたり、国民への負担増とサービスの縮小でなく、高齢者の生活の質を高める視点からの見直しを国に要望するとともに、高齢者の生活実態をしっかりと把握し、高齢者の生活を支援する身近な自治体として市は責任を果たすこと。

介護保険料・利用料

1. 保険料の全額免除を認めること。
2. 保険料の減免は資産状況や扶養関係の要件を撤廃し、負担能力に応じたものにする。
3. 保険料減免分へ一般財源を繰り入れること。
4. 利用料は社会保障にふさわしく応能負担に切り替え、低所得者への減額、免除を拡充すること。
5. 費用負担区分を見直し、国庫負担を引き上げること。
6. 市の利用料補助制度を市民税非課税世帯にも適用すること。

介護予防

1. 介護予防は介護保険の給付として拡充を図り、広範な人たちに喜ばれる仕組みになるよう特に次のことに取り組むこと。
 - ① 利用者が意欲を持って取り組む事ができるメニューの開発
 - ② 生活スタイルや好みに応じた多様な形態の整備
 - ③ 安易にボランティアにゆだねない
2. 託老所への補助をおこない、地域のつながりの中で高齢者が生きがいをもって生活できる環境を整備すること。
3. 配食サービスの拡大(土・日・祝日、一日2食)にも利用できるようにすること。
4. 住宅改修、福祉用具が必要な利用者には、これまで通り、給付を受けられるようにすること。

施設整備

1. 在宅で介護できなくなった時や緊急の事態にも対応できるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を充実すること。
2. 低額で利用できるケア付き高齢者住宅を増設すること。
3. 被爆60周年までに新たな原爆特養ホームの開設の目処をつけること。

その他

1. 要介護認定者に障害者控除制度の周知を徹底し、障害者控除を受ける権利を保障すること。

4 国民健康保険

《最優先要望》

広島市の国保の資格証発行は政令市の中でも急増している。千葉市のように滞納者に対するきめ細かな対応を重視し、これ以上の資格証の発行を抑制すること。

1. 不況で所得が減退している市民が増えている中で、国保料の減免制度と医療費一部負担の減免制度を今後も維持すること。
2. 一般会計から国保会計への繰入金を他の政令市なみの水準に増額し、高い保険料を引き下げること。(加入者一人当たり繰入金の水準は政令市中11位)
3. リストラや退職などによって高額の国保料が払えなくなった人(保険料減免にならない所得水準)に対して激変緩和措置をとること。

5 生活保護

《最優先要望》

ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が国の標準の80世帯となるよう、ケースワーカーを増やすこと。また、実態として半数のケースワーカーは経験年数が短く、諸制度に精通せず、誤った判断があることから、むやみに人事異動をおこなわずケースワーカーの育成に配慮すること。

1. 申請窓口では、申請の意思があれば受理すること。
2. 母子家庭の人に「昼も夜も働け」と言うなど、無理な就労指導はおこなわないこと。
3. 保護費の国庫負担率の切り下げに反対し、効果的な措置をおこなうこと。

4. 被保護者が納得していないのに「辞退届け」を書くよう強要しないこと。
5. ホームレスへの対応は、市民としての生活を望む場合は積極的に保護をおこなうこと。必要があれば医療機関で治療をおこない、生活を安定させた上で自立への支援をおこなうこと。

6 医療

《最優先要望》

広島市に公立のこども病院をつくること。

各区に1カ所、小児の夜間救急医療体制を確立し、補助金を出すこと。

1. ひとり親家庭等医療費補助、重度心身医療費補助は、引き続き市独自でも堅持すること。
2. 各機関が連携して健診率を高めること。
 - ① マンモグラフィを搭載した検診車を増やすこと。
 - ② 前立腺ガンを健診項目に加えること。

7 景気回復・雇用拡大

中小企業支援

1. 1億円以下の公共工事の中小企業への発注率を「契約額ベースで80%以上」を目標にかかげて取り組むこと。
2. 小規模修繕契約希望者登録制度を早急にスタートさせ、その運用にあたっては中小業者の意見を反映すること。
3. 不況に苦しむ中小業者の仕事おこしとして、住宅リフォーム助成制度をつくること。

雇用対策

1. 国の「緊急地域雇用創出特別交付金」を引き続き継続するよう国に強く要望すること。また、交付金にかかわらず、生活道路整備、学校修繕、森林整備など、市独自の雇用対策を実施すること。
2. 地元企業に正規職員の新規採用を増やすよう引き続き強く要望するとともに、新規採用企業に助成をおこなうこと。
3. 教育、福祉、医療など公的部門への青年の新規採用に積極的に取り組むこと。

8 環境

1. 「110 万人のごみゼロ宣言」に掲げた当面の減量目標の達成状況と減量計画の実施状況を市民に知らせること。
2. 焼却場は、ごみの減量目標に見合った適正配置および適正規模とすること。
3. 現行の容器リサイクル法におけるあいまいな拡大生産者責任を明確にするよう国に申し入れること。
4. 可燃ゴミの 3 割を占める生ごみを資源化するシステムづくりに早急に取り組むこと。
5. 中国電力による太田川水系からの毎秒 50 トンの取水を見直し、関係機関と協議して河川の水量を増やすこと。
6. 出島の産業廃棄物処分場建設工事にかかわる地元協議会の民主的な運営と協定書の遵守につとめること。
7. 中国電力が建設を予定するPCB処理施設について
 - ① 民家や文教施設が近くにある同建設計画の場所変更を要求すること。
 - ② 大州や宇品、月見町に保管されているPCBの処理方法および同施設への運搬方法を当該地域の住民にも知らせること。県外からの運搬は認めないこと。
 - ③ 専門家会議や都市計画審議会での審査、調査内容について市民に報告すること。

9 防災

1. 老朽化した護岸の改修や今のままでは 40 年かかる防潮堤整備など、高潮対策を早急におこなうよう県や国に申し入れること。
2. 現行の災害見舞金制度を充実させ、市独自の被災者生活支援制度に改正すること。(特に、床上・床下浸水や一部損壊家屋への援助)
3. 自然排水地域を早急に解消すること。
4. 改修、耐震調査が未実施の学校・福祉施設などを公表し、実施計画を明らかにすること。
5. 現在割高となっている耐震調査費用を、南消防署の経験を踏まえて抑えること。
6. 大規模地震特定地域に指定されていないながら、国の補助制度を活用していないのは広島市だけである。民間の建築物や個人住宅の耐震調査を行政主導で実施し、補修工事については他都市のように市独自の融資・助成制度を創設すること。特に入院施設をもつ民間の医療機関の耐震調査や補修工事に対する補助制度を早急につくること。
7. 農業用水路への転落防止の安全対策を強めること。(八木用水では死亡者まで出ている)

10 情報公開・入札制度

1. 非公開となっている教科書採択委員会などを全面公開とすること。
2. 公共事業の入札制度はコンサルタントへの委託業務も含めて指名競争入札制度を全廃し、すべて一般競争入札とすること。
3. 物品入札は特別の場合を除き、原則、地元中小企業から購入すること。
4. 一連の不祥事をふまえ、随意契約や代理決済のあり方を見直すこと。

11 街づくり

1. 段原東部区画整理事業
 - ① 公共事業見直し委員会で論議された内容と、今後、事業を進める上での見直し項目について住民に知らせること。
 - ② 補償、引越しの算定基準を示すこと。一人暮らしの高齢者世帯も多いことから、移転にともなう個々の具体的な悩みに真摯に耳を傾け、住民の立場にたってきめ細かな対応をすること。
2. マンション建設は既存の街並みや調和を壊さないよう他都市並みの「日影規制条例」を制定すること。また、高さも規制すること。
3. 住民による自主的なまちづくり条例をつくること。
4. 「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」は、効力が半減していることをふまえ、業者責任を明確にするよう見直すこと。
5. 大型店進出にあたっては既存の商店街や地域住民の暮らし・環境を守る立場で商店街活性化支援と合わせて対処すること。また、地方自治体の権限を拡大するよう大店立地法の見直しを国に要望すること。

12 平和・被爆者

1. 米軍による市周辺での低空飛行訓練の中止、および広島港への外国軍艦の入港禁止を関係諸機関に申し入れること。
2. 有事法制を発動しないよう国へ申し入れるとともに、平和都市として市内の港湾、空港、公共施設、病院等の軍事使用を断固拒否することを内外にあきらかにすること。
3. 黒い雨指定地域の拡大に、鈴張、緑井も加えること。
4. 「被爆遺跡保存条例」をつくり、旧広大理学部 1 号館をはじめとするすべての被爆遺跡の保存と被爆実相の継承に責任をもつこと。
5. すべての被爆建物、遺跡、樹木の説明板を増やし、説明の内容には被爆状況も含めるなど充実させること。
6. 平和公園のあり方の見直しにあわせ、元大正屋呉服店(現レストハウス)の保存活用の方針を明らかにすること。また、被爆前の平和公園周辺の街並みの様子が来訪者によくわかるような表示および説明板を公園内に設置すること。
7. 被爆者の高齢化にかんがみ、被爆者手帳申請の審査基準(特に証人と3号被爆)を見直すこと。
8. 手帳取得者である父母など肉親が死亡している場合も、申請者の求めがあれば父母などの申請書類の閲覧を認めるなど、必要な情報提供につとめ、申請の支援をおこなうこと。
9. 日本国憲法第9条は世界の目標であり、貴重な財産である。核兵器のない世界の実現のために被爆都市として、憲法9条を守る先頭に立つこと。

以上